

# 平川市議会基本条例

## 解説版

令和4年10月  
平川市議会

# 目 次

概要編	3
解説編	9
前 文	10

## 第1章 総則

第1条 (目的)	11
----------	----

## 第2章 議会及び議員の活動原則

第2条 (議会の活動原則)	12
第3条 (議員の活動原則)	13
第4条 (議長及び副議長)	14
第5条 (会派)	14

## 第3章 市民と議会との関係

第6条 (会議の公開)	15
第7条 (情報の公開)	15
第8条 (議案に対する賛否の公表)	16
第9条 (意見交換会等の開催)	16
第10条 (公聴会制度及び参考人制度の活用)	17
第11条 (請願及び陳情に対する説明機会の確保)	17

## 第4章 議会と行政の関係

第12条 (議会と市長等の関係)	18
第13条 (議会への重要な政策等の説明とその監視及び評価)	19
第14条 (予算及び決算における説明)	19
第15条 (政策の立案及び提言)	20

## 第5章 議会の機能の充実

第16条	(議会運営)	21
第17条	(議員間の討議及び合意形成)	21
第18条	(委員会活動)	21
第19条	(予算の確保)	22
第20条	(議員研修の充実と強化)	22
第21条	(政務活動費)	23
第22条	(情報通信技術の活用)	23

## 第6章 議会の体制整備

第23条	(議会事務局)	24
第24条	(議会図書等の充実)	24
第25条	(議会広報の充実と強化)	25
第26条	(議会改革の推進)	25

## 第7章 議員の政治倫理、定数及び待遇

第27条	(議員の政治倫理)	26
第28条	(議員定数)	26
第29条	(議員報酬)	26

## 第8章 危機管理

第30条	(危機管理及び業務継続体制の整備と強化)	27
------	----------------------	----

## 第9章 最高規範性及び見直し手続等

第31条	(最高規範性)	28
第32条	(議会及び議員の責務)	28
第33条	(検証及び見直し手続)	28

附 則		29
-----	--	----

# 概 要 編

## 市議会とは

平川市が快適で、住みよい「まち」にするためには、市民がみんなで話し合い、どのようなことをしたらよいかを決めて、行っていくのが理想であり、地方自治の基本です。

しかし、3万人以上いる市民が1箇所に集まって話し合うことはできないので、市民の中から選挙により、代表者を選んで市民に代わって話し合ってもら必要があります。

この代表者が市長と市議会議員です。

市議会は、選挙によって選ばれた議員によって組織され、住民の意思を代表して、議決によって団体としての市の意思を決定することから「議決機関」と呼ばれています。

これに対して、市長及び教育委員会などは、議会の議決により決定されたことに基（もと）づいて、実際に行政サービスを提供することから「執行機関」と呼ばれています。

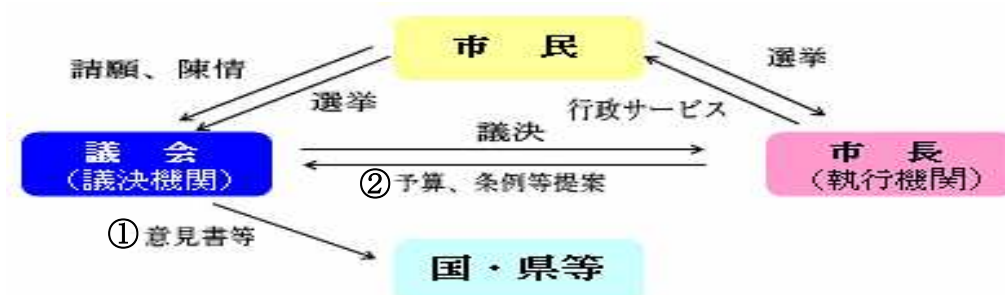
市議会と市長は、お互いに独立した立場から協力しあって、市民生活の向上に努めています。市議会は、市議会議員が集まって市民全体の幸福のために、どんなしごとをしたらよいかを相談して決めるところです。

## 市議会のしごと

市議会が、市長や議員から提出された議案などを審議して、それに対する意思を決めることを「議決」といいます。議決には、①団体としての平川市の意思を決めるもの（予算や条例など）と、②意見書や決議など市議会の機関意思を決めるものがあります。

市議会では、主に次のようなことをしています。

- 市の条例（きまり）を決めたり、廃止すること
- 市のお金をどのように使うか予算を決めること
- 市のお金が正しく使われているか、市の仕事が正しく行われているかを調べたり、意見を言ったりすること
- 副市長や教育委員、監査委員などの選任に関すること



## 議会基本条例とは

---

平川市議会（以下、「当市議会」という）は、地方自治法第120条に基づき、議会の運営に関する一般的な手続きや内部規律などを「平川市議会会議規則」（以下、「会議規則」という）に定めて運営しています。

しかし、会議規則は、時代が求める情報公開、市民参加、行政評価などや、政策形成をする立法機能を含めた議会活動全般にかかわるものに対して、十分に対応できていないのが実情です。

そこで、当市議会をはじめ、多くの自治体議会が、時代の要請に十分にこたえるため、議会基本条例を制定しています。

「平川市議会基本条例」は、議会や議員の活動はもとより、市民と議会が意見交換をする機会を設けること、議員同士が十分に議論を尽くす議会運営をすること、情報公開や広聴広報機能を充実すること、議員から積極的に政策の立案及び提言をすること、などをかけ、これら実現のための議会の機能強化をすることなどを定めています。

「平川議会基本条例」は、「市民と議会の契約」として、当市議会の役割と責任を示した「議会の憲法」ともいえる条例なのです。

## 議会基本条例と他の条例のちがい

---

日本国憲法第93条に「地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。」とあります。

当市議会も、地方自治法に基づいて、条例や規則などを定め、議会運営をしていますが、「平川市議会基本条例」は、当市議会に関する条例や規則など法体系の中で、議会の最高規範に位置付けられています。

次のページの体系図をご覧ください。

## 平川市議会基本条例制定の意義

---

この条例を制定することで、当市議会が、さらに機能を強化・充実させ、市民の身近な存在になりますし、市民にもっと見える、分かりやすい議会として、責任を果たしていきたいと考えています。

また、この条例を制定することで、議会が組織一丸となって、時代の変化に応じた議会運営をすることで、市長などの執行機関を市民目線でチェックしていきます。

さらに、市民の皆さまとの意見交換をとおして、様々な情報を共有しながら、積極的に政策提言などを行っていきたいと考えています。

# 議会に関する法体系図

日本国憲法（第8章 地方自治）

地方自治法（第6章 議会）

平川市議会基本条例

## <本会議や委員会に関する主な規程>

- 平川市議会定例会の回数を定める条例（地方自治法第102条第2項）
- 平川市議会の定例会の招集時期を定める規則（地方自治法第102条第2項）
- 平川市議会会議規則（地方自治法第120条）
- 平川市議会傍聴規則（地方自治法第130条第3項）
- 平川市議会委員会条例（地方自治法第109条）

## <議決事項・議決事件に関する主な規程>

- 平川市議会の議決すべき事件を定める条例（地方自治法第96条第2項）
- 市長が専決処分することができる事項の指定について（地方自治法第180条）

## <報酬などに関する主な規程>

- 平川市議会議員の議員報酬及び費用弁済に関する条例（地方自治法第203条）

## <事務局・図書館に関する主な規程>

- 平川市議会事務局設置条例（地方自治法第138条）
- 平川市議会図書室規程（地方自治法第100条第19項、第20項）

## <その他>

- 平川市議会議員定数条例（地方自治法第91条）

※既に制定されている平川市議会に関する条例や規則などの一部です。かっこ内は、根拠などとなる規定です。



# 平川市議会基本条例の概要

「平川市議会基本条例」は、議会の果たすべき役割を明らかにし、議会・議員の活動原則や議会への市民参加などを定めようとするものです。

下記の通り、前文を除いて、大きく9つの章に分かれています。

- 第1章 総則
- 第2章 議会及び議員の活動原則
- 第3章 市民と議会との関係
- 第4章 議会と行政との関係
- 第5章 議会の機能の充実
- 第6章 議会の体制整備
- 第7章 議員の政治倫理、定数及び待遇
- 第8章 危機管理
- 第9章 最高規範性及び見直し手続等

## 平川市議会基本条例の概要

### 0 前文

#### 1 総則

第1条 (目的) ・市民福祉の向上 ・市勢の持続的発展 ・安心して住み続けられるまちづくり

#### 2 議会及び議員の活動原則

##### 第2条 (議会の活動原則)

- (1) 議会運営の公平性・公正性
- (2) 市民参加の機会拡充／情報公開・発信
- (3) 市政運営の監視・批判
- (4) 自由討議による合意形成、政策提言／立案のための機能強化
- (5) 危機管理、業務継続の整備・強化
- (6) 不断の議会改革の実現

##### 第3条 (議員の活動原則)

- (1) 議員相互の自由な討議の尊重
- (2) 不断の研さん、調査研究
- (3) 公正かつ誠実な職務の遂行
- (4) 市政課題に対する市民意見の把握
- (5) 透明性・公平性、市民への説明責任

##### 第4条 (議長及び副議長)

- ・議会の品位保持、中立公正な職務の遂行
- ・副議長の職務
- ・選出の公平性・公正性・透明性の確保、選挙の必要事項の規定

##### 第5条 (会派)

- ・政策中心／同一理念を共有した議員組織
- ・必要事項の規定

#### 3 市民と議会との関係

##### 第6条 (会議の公開)

- ▶本会議、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会及び全員協議会の原則公開

##### 第7条 (情報の公開)

##### 第8条 (議案に対する賛否の公表)

##### 第9条 (意見交換会等の開催)

##### 第10条 (公聴会制度及び参考人制度の活用)

##### 第11条 (請願及び陳情に対する説明機会の確保)

#### 4 議会と行政との関係

##### 第12条 (議会と市長等の関係)

- ・独立・対等及び緊張関係の保持

- ▶質問等の論点の明確化

- ▶本会議における質問方法

- (一問一答、一括質問一括答弁)

- ▶市長等から議員への条件付き反問権

##### 第13条 (議会への重要な政策等の説明とその監視及び評価)

##### 第14条 (予算及び決算における説明)

##### 第15条 (政策の立案及び提言)

- ▶専門的事項に係る調査

#### 5 議会の機能の充実

##### 第16条 (議会運営)

- ▶公平性、公正性、透明性を確保し、円滑／効果的な議会運営

##### 第17条 (議員間の討議及び合意形成)

##### 第18条 (委員会活動)

- ▶専門性及び特性を活かした運営

- ▶市政諸課題の審査・調査の充実・市民に分かりやすい議論

##### 第19条 (予算の確保)

##### 第20条 (議員研修の充実と強化)

##### 第21条 (政務活動費)

##### 第22条 (情報通信技術の活用)

#### 6 議会の体制整備

##### 第23条 (議会事務局)

- ▶議会事務局の機能強化

##### 第24条 (議会図書等の充実)

##### 第25条 (議会広報の充実と強化)

##### 第26条 (議会改革の推進)

#### 7 議員の政治倫理、定数及び待遇

##### 第27条 (議員の政治倫理)

##### 第28条 (議員定数)

##### 第29条 (議員報酬)

#### 8 危機管理

##### 第30条 (危機管理及び業務継続体制の整備と強化)

#### 9 (議会基本条例の) 最高規範性及び見直し手続等

##### 第31条 (最高規範性)

- ▶条例、規則等が議会基本条例と調整が図られていること

##### 第32条 (議会及び議員の責務)

- ▶条例・規則等の遵守、合議制機関としての責務、議会基本条例の原則等の確認

##### 第33条 ((議会基本条例の) 検証及び見直し手続)

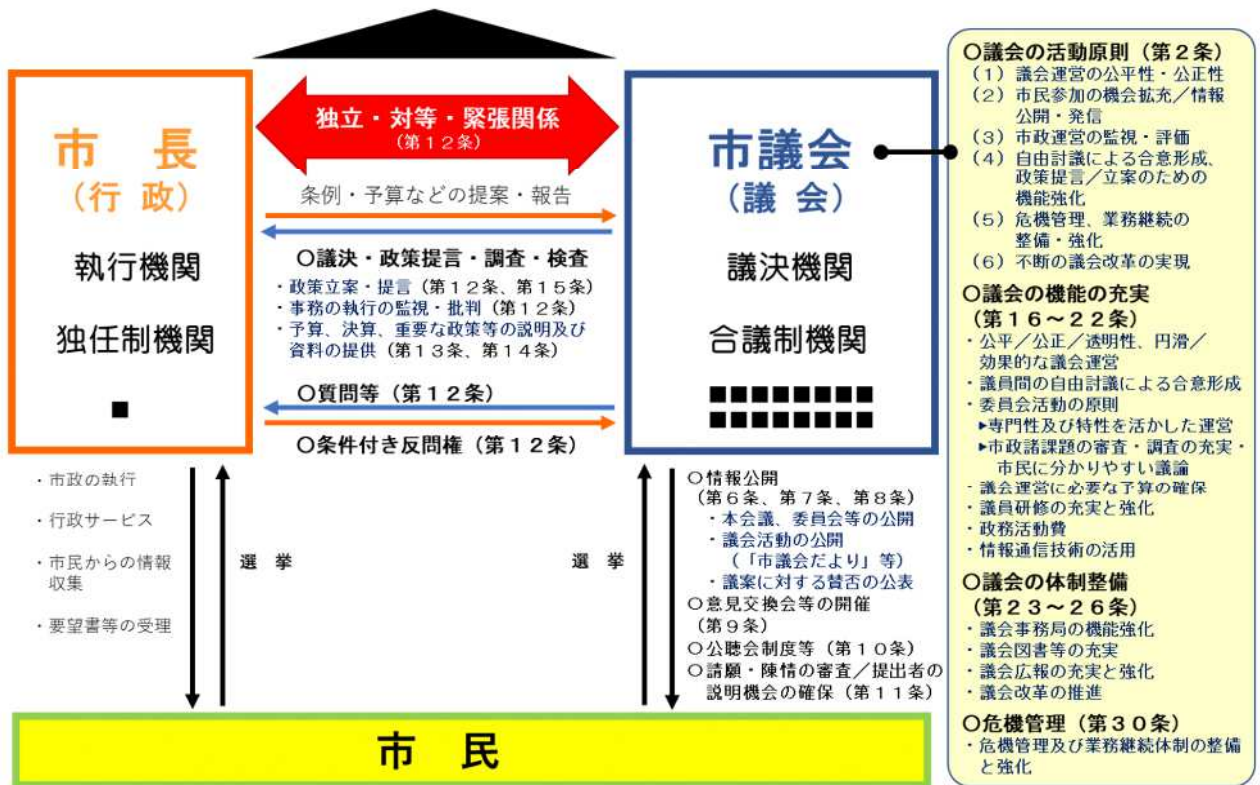


「平川市議会基本条例」は、イメージ図のとおり、第1条の目的を達成するために、本市議会が、市長とともに市民を代表する独立・対等の機関として、その職務を行うことで、抑制と均衡によって相互に緊張関係を保ちながら、運営されるように定められています。

また、そのような運営を実現していくために、本市議会は、日々の活動の中で議会機能を強化・充実させ、またその体制の整備などをするとともに、この条例の検証及び見直し手続きを行うなど、不断の議会改革の実現に取り組みなければならないとも定められています。

## 平川市議会基本条例のイメージ図

目的（第1条） ●市民福祉の向上 ●市勢の持続的発展 ●安心して住み続けられるまちづくり



# 解 説 編

### 前 文

私たち、平川市民から選ばれた議員により構成される平川市議会には、同じく選ばれた平川市長とともに、議会は合議制の機関として、市長は独任制の機関としてそれぞれ異なる特性を活かし、ときに競い合い、ときに協力し合いながら、市民の福祉の向上と市勢の持続的な発展という共通の使命が課せられている。

その使命を果たすため、議会は、市民からの多様な意見を的確に把握し、その声を市政に反映させなければならない。そのためには、議員一人ひとりが資質の向上に努め、議会活動と議決権の重要性を認識しながら議員間討議を進めるとともに、自らの総意と工夫による市民との協調の下、よりよい平川市のまちづくりの推進を目指して、行政の監視や政策の提言等をしていく必要がある。

このため、議会は市民の意思を代弁する合議制の機関として、公平性、公正性、透明性及び高い倫理性を確立させ、市民に開かれた信頼される議会、市民とともに歩む議会を目指して、全議員の総意により、ここに平川市議会基本条例を定める。

#### 【解 説】

前文は、平川市民の福祉の向上と市勢の持続的な発展という当市議会と平川市長の共通の使命と、当市議会に求められる役割に触れながら、この条例に掲げた「市民に開かれた信頼される議会」、「市民とともに歩む議会」という基本理念の実現に向けて、その決意を定めています。

#### 〔用語解説〕

##### 合議制の機関

複数の人の合議によって、意思決定をする権能を有する機関のこと。

##### 独任制の機関

行政機関の一人の者の意思によって、行政機関の意思決定をする権能を有する機関のこと。

##### 市 勢

「市勢」とは、人口や財政、資源など、市の全体的な情勢をいいます。

ちなみに、「市政」とは市の政治のことであるので、「市長等」との関係の基本原則の条文の中では、これを使っています。

##### 福 祉

公的配慮によって社会の成員が等しく受けることのできる安定した生活環境や全ての市民に最低限の幸福と社会的援助を提供するという理念（しあわせ・ゆたかさ）のこと。

##### 資 質

何かの目的を達成するために必要な能力のこと。

##### 議決権

条例の制定、その他地方公共団体の行政運営の基本的事項について、審議し、議決をすることにより意思決定をする権能のこと。

##### 倫理性

社会生活で人の守るべき道理のこと。

第1条（目的）

この条例は、二元代表制の下、議会及び議員に係る基本的事項を定め、市民の負託に応え、市民の福祉の向上と市勢の持続的な発展に寄与し、安心して住み続けられるまちづくりを実現することを目的とする。

【解説】

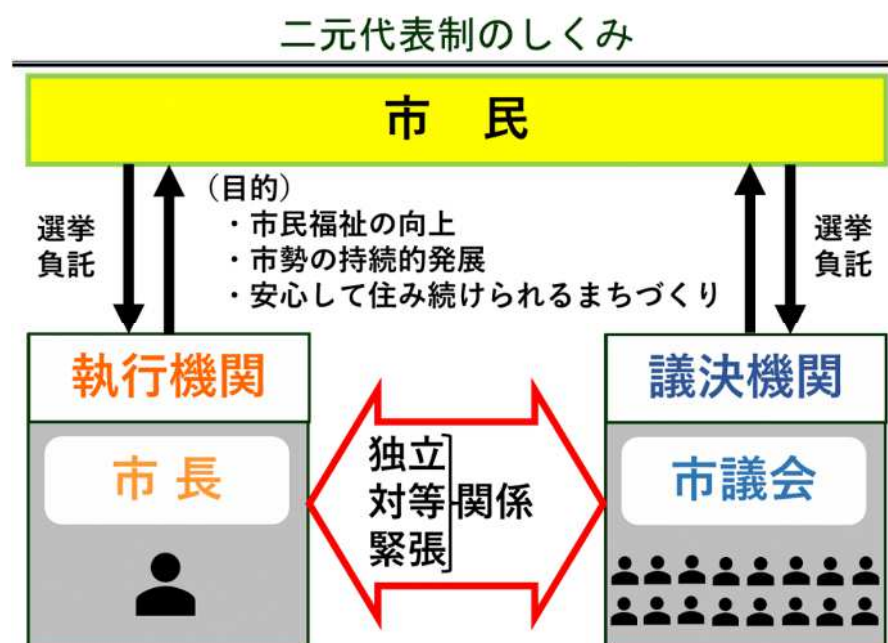
本条は、条例の目的として、議会及び議員に係る基本的事項を定め、市民の福祉の向上と市勢の持続的な発展に寄与し、安心して住み続けられるまちづくりを実現することを定めています。

〔用語解説〕

二元代表制

地方公共団体では、執行機関としての市長と議決機関としての議会の議員を、ともに市民が直接選挙で選ぶ制度をとっており、これを二元代表制といいます。

「議院内閣制」の国会で国会議員が内閣総理大臣を選んでいることと違い、どちらも住民から選ばれていることから、地方自治体の運営は、市長と議会が、ともに住民を代表する独立・対等の機関として、その職務を行うことで、抑制と均衡によって相互に緊張関係を保ちながら行われます。



### 第2条（議会の活動原則）

議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 市民に信頼される議会運営を行うため、公正性と公平性を確保すること。
- (2) 市民に対して分かりやすく開かれた議会運営を行うため、市民参加の機会拡充と情報の公開及び発信すること。
- (3) 市長及びその他の執行機関（以下「市長等」という。）に対して、適切な運営がなされているか監視し、批判すること。
- (4) 市民の多様な意見を的確に把握し市政へ反映するため、議員間の自由かつ達な討議による合意形成と政策提言及び政策立案等並びにその機能強化に努めること。
- (5) 災害時等においても議会機能を停止せず、危機を最小に留めるため平時より危機管理及び業務継続体制の整備と強化に努めること。
- (6) 議会における平川市議会会議規則（平成18年平川市議会規則第1号。以下「会議規則」という。）等は、継続的に精査・検証し、適宜見直すことにより不断の議会改革を実現すること。

#### 【解説】

本条は、上記のとおり、議会の基本的な6つの活動原則を定めています。

#### 〔用語解説〕

##### 批判

非難でもなければ批評や論評でもなく、議会はあくまでも住民の立場に立って、良いところ、悪いところをはっきり見分け、評価・判定すること。

##### 政策提言

議会が、市の課題解決を図るために、必要な政策を市長その他の執行機関に対し提言すること。

##### 政策立案

議会が、市の課題解決を図るため、議会の立法機能を活用し、議員提案で条例を制定するなど、具体的な政策を実現すること。

### 第3条（議員の活動原則）

議員は、市民の負託に応えるため高い倫理観を持ち、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 議会が合議制の機関であることを認識し、総合的な視点に立って、議員相互の自由な討議を尊重すること。
- (2) 不断の研さんに努め、政策立案及び政策提言等に必要な調査、研究に努めること。
- (3) 市民の代表として公正かつ誠実に職務を遂行すること。
- (4) 市政の課題についての市民の多様な意見を的確に把握し、市民の福祉向上に努めること。
- (5) 自らの議員活動では、常に透明性及び公平性を保持し、市民に対しての説明責任を果たすこと。

#### 【解説】

本条は、上記のとおり、議員が市民の負託に応えるために高い倫理観を持つとともに、活動すべき5つの基本原則を定めています。

#### 〔用語解説〕

##### 高い倫理観

市民の代表として良心及び責任感を持ってその責務を果たすとともに、品位を保持し、識見を養うよう努めること。

##### 研さん

市の課題などを本質的に理解し、深く極めること。

##### 説明責任

政治家などが自らの行動に関して社会的に影響を及ぼしたとき、あるいは及ぼす可能性があるときに、その関係者にこれまでの過程と結果・現状などについてきちんと説明を行う責任を負うこと。



### 第4条（議長及び副議長）

議長は、議会の代表として議会の品位を保持し、また中立かつ公正な職務の執行に努めるとともに、民主的な議論が行われるよう議会運営を果たすものとする。

- 2 前項の規定は、副議長が議長の職務を行う場合に準用する。
- 3 議会は、議長及び副議長の選出にあたり、公平性、公正性及び透明性の確保に努めるとともに、その選挙について必要な事項を別に定めるものとする。

#### 【解説】

本条第1項と第2項は、議長と副議長の立場を明らかにしています。

第3項では、議長と副議長選挙における公平性、公正性及び透明性の確保に努めるとともに、その選挙について必要な事項を別に定めることとしています。

### 第5条（会派）

議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

- 2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、活動する。
- 3 会派について必要な事項は、平川市議会運営申し合わせ事項等で定めるものとする。

#### 【解説】

本条は、議員が議会活動を行うにあたり、会派を結成することができることを定めています。

会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、その必要事項は、「平川市議会運営申し合わせ事項」等で定めるものとしています。

#### 〔用語解説〕

##### 会派

政策立案等に資するため、議会の中で、その理念を共有する議員が結成するグループのこと。平川市議会では、議会運営申し合わせ事項で2人以上の議員で結成されたグループを会派として運用しています。



### 第6条（会議の公開）

議会は、本会議のほか、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という）並びに全員協議会の会議を原則として公開しなければならない。

#### 【解説】

本条は、本会議、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会、並びに全員協議会の会議を原則として公開することを定めています。

平川市議会では、秘密会を除き、本会議や委員会等の協議の場を傍聴することができるとともに、インターネットを活用して本会議や予算・決算特別委員会の模様を映像配信しています。

#### 〔用語解説〕

##### 本会議

定例会や臨時会において、議員全員で構成する会議のことです。本会議では、議案などの審議や、市議会としての最終意思の決定（議決）などを行います。

##### 委員会

本会議に提案された議案などを専門的・能率的に審査するため、議会の内部審査機関として少数数の議員で構成して設置する会議のこと。

委員会には、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会があります。

### 第7条（情報の公開）

議会は、議会活動に関する情報を、市民に対し積極的に公開し、説明責任を十分に果たさなければならない。

#### 【解説】

本条は、議会活動に関する情報を、市民に対し積極的に公開し、説明責任を十分に果たさなければならないことを定めています。

平川市議会では、広報誌である「ひらかわ市議会だより」や平川市のホームページなどを活用して、議会活動に関する情報を市民に対して公開しています。

#### 第8条（議案に対する賛否の公表）

議会は、議案、請願及び陳情に対する議員の賛否を市民に公表しなければならない。

##### 【解説】

本条は、議決及び採択に対する説明責任を果たすため、議案、請願及び陳情に対する各議員の賛否の意思表示を、市民に公表することを定めています。

なお、令和4年第4回平川市議会定例会より、押しボタン式投票による電子評決システムが導入されることとなりましたので、それ以降、議案に対する議員の賛否が公表されることとなります。

##### 〔用語解説〕

##### 請 願

議会に対し、市民などが意見や要望を文書にして提出したものであり、議会は受理した請願については、採択とするか不採択とするかの意思決定をすることになります。

なお、提出にあたっては紹介する議員が必要です。

##### 陳 情

議会に対し、市民などが意見や要望を文書にして提出したものであり、議会は受理した陳情については、請願に適合するものは請願の取り扱いとすることになります。なお、請願と異なり、提出にあたっては紹介する議員は不要です。

#### 第9条（意見交換会等の開催）

議会は、市政全般にわたる動向を市民に伝え、意見交換を行い、政策提案の拡大を図るため、必要に応じて意見交換会等を開催するものとする。

##### 【解説】

本条は、議会が市政の諸課題に柔軟に対処し、また議員の政策提案を積極的に推し進めていくために、必要に応じて、市民と議員が市政全般にわたっての情報及び意見を交換する場を設けることを定めています。

#### 第10条（公聴会制度及び参考人制度の活用）

議会は、市民等の意見及び知見を議会の審議に反映させるため、必要に応じて公聴会制度並びに参考人制度を活用することができる。

##### 【解説】

本条は、本会議及び委員会において地方自治法に規定される公聴会制度及び参考人制度を活用して、市民の専門的又は政策的な意見及び知見を議会の審議の場に反映させるよう努めることを定めています。

##### 〔用語解説〕

###### 公聴会制度

議会在、重要な議案や、請願・陳情について審査するときに、利害関係者や学識経験者などから意見を聴く制度のこと。

###### 参考人制度

議会在、市の事務に関する調査または審査のため、利害関係者や学識経験者などに出席を求め、意見を聴く制度のこと。

#### 第11条（請願及び陳情に対する説明機会の確保）

議会在、請願及び陳情を市民等からの政策提案と位置付け、委員会在、誠実かつ適切に審査しなければならない。

2 議会在、請願及び陳情の審議においては、必要に応じて提出者の意見を聴く機会を設けることができる。

##### 【解説】

本条は、請願及び陳情を市民からの政策提案と位置付け、その審査の際には、提案者が内容説明できる機会の確保に努めることを定めています。

### 第12条（議会と市長等の関係）

議会は、市長等と独立・対等な立場で、緊張関係を保持しながら、事務の執行を監視し、その批判を行うとともに、政策立案及び政策提言を通じて市政の発展に取り組まなければならない。

2 議員は、本会議及び委員会等において質問又は質疑（以下「質問等」という。）を行うに当たっては、当該質問等の論点を明確にして行うものとする。

3 本会議における議員の質問等は、市政の諸課題に対する論点及び争点を明らかにするため、一問一答の方法又は一括質問一括答弁の方法のいずれかの方法によって行うことができる。

4 市長等は、議長又は委員長の許可を得て、質問の趣旨又は内容確認のため、議員の質問等に対し、反問することができる。

#### 【解説】

本条は、二元代表制のもと、議会と市長等が独立・対等な立場で、緊張ある関係を保持しながら、行政の適正な執行を確保するために、市長等の事務の施行の監視、批判を行うとともに、政策立案、政策提言を通じて、議決機関である議会の担うべき役割を果たしていくことを定めています。

第2項は、議員が本会議及び委員会などにおいて質問または質疑を行う際に、論点を明確にして行うことを定めています。

第3項では質問の方法について定めています。

第4項は、市長等が、議長または委員長の許可を得て、議員または委員の質問の趣旨・内容確認をすることができる、条件付き反問を定めています。

#### 〔用語解説〕

##### 質 問

議員が行う質問で、議員が行政全般にわたり、執行機関に対し事務の執行状況や将来の方針等についてたずねること。質問には、一般質問と緊急質問があります。

##### 質 疑

提案された予算・条例議案等について提出者から説明があったあとに、議員が口頭をもって提出者等に対して説明や所見を求めること。

##### 一問一答

1つの項目ごとに質問等を行い、市長等の答弁者がそれに対して、その都度答弁を行う形式のこと。

##### 一括質問一括答弁

全ての質問等を行い、市長等の答弁者がそれに対して、一括して答弁を行う形式のこと。

##### 反 問

市長等が、質問者（議員）に対して問い返すことができることで、（1）質問の趣旨・内容確認、（2）質問の背景・根拠、（3）質問に対する逆質問などがあります。平川市議会では、議会運営上（1）質問の趣旨・内容確認のみ認められています。

### 第13条（議会への重要な政策等の説明とその監視及び評価）

議会は、市長が提案する政策、計画、施策、事業等（以下「重要な政策等」という。）について、議会審議における論点を整理し、その重要な政策等の水準を高めるため、市長に対し、次の各号に掲げる事項の説明及び資料の提供を行うよう求めるものとする。

- (1) 重要な政策等を必要とする背景と経緯
- (2) 検討した他の政策等の内容
- (3) 関係法令及び条例等
- (4) 総合計画との整合性
- (5) 重要な政策等の実施に係る財源措置
- (6) 将来における効果及び費用
- (7) 市民参加の実施の有無及びその内容

2 議会は、重要な政策等における市長等の事務の執行を監視するとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めなければならない。

#### 【解説】

本条は、議会が、市長が提案する重要な政策等に関連する事項の説明及び資料の提供を求めることができると定めています。

第2項では、議会が、重要な政策等における市長等の事務の執行を監視し、また執行後における政策評価に資する審議に努めなければならないと定めています。

#### 〔用語解説〕

##### 総合計画

「平川市長期総合プラン」等を指します。

### 第14条（予算及び決算における説明）

議会は、予算及び決算の審議に当たり、前条の規定に準じて、市長等に対し、分かりやすい説明及び資料の提供を行うよう求めるものとする。

#### 【解説】

本条は、議会が、市長等が提案する予算・決算などの説明及び資料提供を求めることができると定めています。

### 第15条（政策の立案及び提言）

議会は、市の政策水準の向上を図るため、政策立案機能の強化に努め、条例の提案、議案の修正、決議等の政策提案を行うとともに、市長等に対し、政策提言を行うよう努めなければならない。

2 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条の2に規定する学識経験を有する者等による専門的事項に係る調査を積極的に行うよう努めるものとする。

#### 【解説】

本条は、議会が政策立案機能の強化に努め、市長等に政策提案・提言を行うように努めなければならないと定めています。

第2項は、議会は、地方自治法第100条の2に規定する学識経験者などを活用して、専門的事項に係る調査を積極的に行うよう努めなければならないと定めております。

#### 〔用語解説〕

##### 地方自治法第100条の2

議会は、議案の審査又は事務に関する調査のために必要な専門的事項に係る調査を、学識経験を有する者等にさせることができると定めています。

### 第16条（議会運営）

議会は、議会活動の公平性、公正性及び透明性を確保し、円滑かつ効果的な議会運営に努めなければならない。

#### 【解説】

本条は、議会運営の基本として、公平性及び透明性の確保を図るとともに、円滑かつ効果的な議会運営に努めることを定めています。

### 第17条（議員間の討議及び合意形成）

議会は、言論の府であることを認識し、議員相互の自由な討議を中心に運営しなければならない。

2 議会は、議案、請願及び陳情に関して審議し結論を出す際は、議員相互の討議を尽くした上で合意形成に努めるものとする。

#### 【解説】

本条は、議会は言論の府、討議の場であることからその機能を十分に発揮し、議案などに関して審議し結論を出す際は、合意形成に向けた議員間の討議を尽くすことを定めています。

### 第18条（委員会活動）

委員会は、市政の諸課題について適正に判断し、委員会の専門性及び特性を生かした適切な運営に努めるものとする。

2 委員会は、委員会の所管に係る市政の諸課題について議案等の審査をし、所管事務の調査の充実を図り、積極的な政策の立案及び提言に努めなければならない。

3 委員会は、審査等に対しては、市民に分かりやすい議論を行うように努めなければならない。

#### 【解説】

本条は、委員会が市政の諸課題を適正に判断し、委員会のもつ専門性と特性を生かし、適切に運営することを定めています。

第2項では、委員会の所管に係る市政の諸課題について、議案等の審査及び各所管に係る市政の諸課題についての議案等の審査及び各所管に属する事務などに関する調査、並びに政策立案及び提言に努めることを定めています。

第3項では、議案等の審査などに関しては、市民に分かりやすい議論を行うように定めています。



### 〔用語解説〕

#### 所管事務調査

所管事務調査とは、常任委員会及び議会運営委員会が所管する事務に対して有する固有の調査権限で、本会議からの当該委員会へ調査権限委託の議決を有することなく、委員会自らが能動的・自主的に行う調査権のこと。

### 第19条（予算の確保）

議会は、円滑な議会運営を確立するため、必要な予算の確保に努めなければならない。

#### 【解説】

本条は、議会は二元代表制の一翼（いちよく）を担う機関として、この条例の目的を達成するために、必要な予算を確保することにより、円滑な議会運営を実現することを定めています。

### 第20条（議員研修の充実と強化）

議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、議員研修の充実と強化に努めなければならない。

2 議会は、市政課題を的確に捉えるため、他の地方公共団体の事例等を調査研究する機会を設けるよう努めなければならない。

#### 【解説】

本条は、議員の政策形成及び立案能力の向上のため、議会や議員は、常に研修や調査研究を重ねていく必要があることを定めています。

### 第21条（政務活動費）

会派又は議員は、政策立案能力の向上、議会の活性化等を図るため、政務活動費を有効に活用し、積極的に調査研究することができる。

2 会派又は議員は、政務活動費を適正に執行するとともに、その使途の透明化を図るため、これを公表しなければならない。

3 政務活動費に関しては、別に条例で定めるものとする。

#### 【解説】

本条は、議員としての政策立案能力の向上及び議会活性化などを図るために、政務活動費を有効に活用して、積極的に調査研究に努めることを定めています。

第2項では、政務活動費を適正に活用するとともに、透明性を確保するため、その使途について明らかにし、証拠書類及び活動報告を公開することを定めています。

第3項では、政務活動費の交付に関する事項などについては、別の条例で定めることとしております。

#### 〔用語解説〕

##### 政務活動費

地方議会の議員に政策調査研究等の活動のために支給される費用のこと。

### 第22条（情報通信技術の活用）

議会は、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、情報通信技術の積極的な活用を図るものとする。

#### 【解説】

本条は、情報通信技術を議会に積極的に取り入れ、円滑かつ効率的な議会活動を行うことを定めています。

将来的に、オンラインでの本会議、委員会開催など、デジタル技術を活用した円滑かつ効率的な議会運営・活動を見据えています。

#### 〔用語解説〕

##### 情報通信技術

通信技術を活用したコミュニケーションを指します。

### 第23条（議会事務局）

議会は、議会の円滑な運営と議員の資質向上及び議員活動を補助するため、議会事務局の機能の強化に努めるものとする。

#### 【解説】

地方分権の進展に伴い、地方公共団体の自主的な政策の立案などの範囲が拡大しており、その処理すべき事務も複雑化してきていることから、本条は、議会の円滑な運営と議員の政策立案・提言能力や監視能力の向上、及び議員の調査研究活動を補助するために、議会事務や議会運営等をサポートする議会事務局の機能強化及び組織体制の整備に努めることを定めています。

### 第24条（議会図書等の充実）

議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の図書の充実に努めるものとする。

#### 【解説】

本条は、より効果的に議員の調査研究を支援し、政策立案能力の向上を図るために、議会図書室の充実に努めることを定めています。

#### 〔用語解説〕

##### 議会図書室

議員の調査研究に資するため、地方自治法第100条第19号で設置が義務付けられているもの。政府及び都道府県から送付された官報、公報及び刊行物を保管する場所のこと。

##### 地方自治法第100条第19号

議会は、議員の調査研究に資するため、図書室を附置（ふち）し前二項に規定により送付を受けた官報、公報及び刊行物を保管して置かなければならない。

### 第25条（議会広報の充実と強化）

議会は、広報誌等の多様な広報手段を活用し、多くの市民が議会及び市政に対し関心を高めるための体制整備及び広報活動の充実と強化に努めなければならない。

#### 【解説】

当市議会では、これまで「ひらかわ市議会だより」の発行やインターネットを活用して議会映像配信や会議録等の公開を行なっています。

本条は、今後も多様な広報手段を活用し、多くの市民が議会及び市政への関心を高めるための体制整備及び広報活動の充実強化に努めることを定めています。

例えば、SNS等の活用、出前授業、主権者教育などを想定しています。

### 第26条（議会改革の推進）

議会は、その権能を高め、議会活動の推進を図るため、継続的な議会改革に取り組まなければならない。

#### 【解説】

本条は、平川市を取り巻く様々な状況の変化に応じた議会運営を実現するために、議会の権能を高め、またその役割が十分に発揮できるよう、議員自らが常にその制度の在り方について考え、議会を改革していくことを定めています。

### 第27条（議員の政治倫理）

議員は、市民全体の代表者として、高い倫理性を常に自覚し、良識と責任感を持って、議員の品格保持に努めなければならない。

2 議員の政治倫理に関しては、別に条例で定めるものとする。

#### 【解説】

本条は、市民の代表者である議員としての自覚、品位や名誉を損なわないよう良識と責任感を持って、議員の品格保持に努めることを定めています。

### 第28条（議員定数）

議員定数は、平川市議会議員定数条例（平成28年平川市条例第26号）で定めるものとする。

2 議員の定数を改めようとするときは、本条例に規定した議会としての機能を十分に発揮できることを基本とし、市政の現状及び課題並びに将来展望を考慮するものとする。

#### 【解説】

本条は、議員定数改正を検討する際は、類似自治体等との比較検討のみならず、財政状況、審議に必要な人数、組織を維持するための役割分担に見合った人数、及び多様性や地域性などの検討も必要であることを基本に考え、市政の現状及び課題、将来展望も考慮することを定めています。

### 第29条（議員報酬）

議員報酬は、平川市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年平川市条例第46号）で定めるものとする。

#### 【解説】

本条は、議員報酬について議員の活動、役割、責任に見合う対価や市の財政状況、社会経済情勢などを踏まえ総合的に判断をする必要があるため、議員報酬は、「平川市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例」で定めることとしています。

### 第30条（危機管理及び業務継続体制の整備と強化）

議会は、災害等の不測の事態から市民の生命、身体及び財産を守るとともに、緊急時において総合的かつ機能的に活動できるよう、市長等と協力し危機管理及び業務継続体制の整備と強化に努めなければならない。

2 危機管理及び業務継続体制の整備と強化に関しては、別に定めるものとする。

#### 【解説】

本条は、災害等の不測の事態に対して、議員がどのようにあるべきか、対応や心構えを定めています。

第2項は、危機管理及び業務継続体制の整備と強化については、別に定めることとしています。

#### 〔用語解説〕

##### 危機管理

危機管理とは、広い意味では「危機管理」と「リスク管理」を合わせたものを意味します。

狭い意味での「危機管理」とは「すでに起こってしまったトラブルに関して、事態がそれ以上悪化しないように状況を管理すること」で、「リスク管理（「リスクマネジメント」ともいいます）」とは、「これから起こる可能性のある危機・危険に備えておくための活動」と定義されます。

第8章の「危機管理」は広い意味となり、第30条の「危機管理」は狭い意味となります。

##### 業務継続体制

これは、別名で「事業継続計画（BCP）」とも呼ばれ、災害などの緊急事態に際し、損害を最小限に抑え、事業の継続や早期復旧を図る計画を立てておくこと。すなわち、「リスク管理」のことを指します。

### 第31条（最高規範性）

この条例は、議会における最高規範であり、議会に関するその他の条例、規則等は、この条例の趣旨と整合が図られなければならない。

#### 【解説】

本条は、この条例が議会における最高規範であり、議会に関する他の条例、規則などを制定するときは、その趣旨に反することがないように定めております。また、議会に関する他の条例規則などの改正・廃止をする場合も、同様にその趣旨との整合を図らなければならないこととなります。

### 第32条（議会及び議員の責務）

議会及び議員は、この条例に定める理念及び原則に基づいて制定される条例、規則等を遵守して議会を運営し、市民を代表する合議制の機関としての責務を果たさなければならない。

2 議会は、一般選挙を経た任期開始後速やかに、議員にこの条例の理念や原則及び規定内容の確認を行う機会を設けるものとする。

#### 【解説】

本条は、議会及び議員は、この条例に定める理念及び原則を十分に理解し、それに基づいて制定された条例、規則などを遵守して議会運営をしていくことを定めています。

第2項では、改選後速やかに、新旧を問わず全議員に、この条例の理念や原則及び規定内容を十分に理解してもらうよう、確認の機会を設けることを定めています。

### 第33条（検証及び見直し手続）

議会は、この条例の目的が達成されているかを議会運営委員会において検証し、必要に応じてこの条例の改正を含めて適切な措置を講じなければならない。

#### 【解説】

本条は、この条例の施行後も、平川市を取り巻く様々な状況の変化に適時、的確に対応するため、議会基本条例の目的が達成されているかを、「議会運営委員会」において検証し、制度等の改善が必要な場合は、必要に応じてこの条例の改正を含めて適切な措置を講じなければならないと定めています。



この条例は、令和4年10月1日から施行する。

**【解 説】**

この条例の施行期日を令和4年10月1日とし、本条例の規定の効力を現実に発動させることを定めています。

平川市議会基本条例 解説版  
令和4年10月 初版（制定）